

防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付実施要領

平成29年4月1日制定

(目的)

第1 この要領は、防府市新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）における新規漁業就業者支援事業について、要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 防府市に住民登録をしていること
- (2) 市内の漁業協同組合において、山口県漁業就業者確保育成センターが実施する長期漁業技術研修または国が実施する同様の漁業技術研修制度（以下「長期漁業研修」という。）による漁業研修を受講していること
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けていないこと
- (4) 市県民税、固定資産税、軽自動車税に滞納がないこと

(賃貸住宅の家賃等)

第3 補助対象経費となる賃貸住宅の家賃等については、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者の父母、配偶者及び配偶者の父母が所有する賃貸住宅に対する家賃等は除くものとする。
- (2) 管理費及び共益費を除く賃貸住宅の家賃及び駐車場料の合計額とする。
- (3) 家賃等に含まれる駐車場料は、通勤又は長期漁業研修に使用する自家用車両1台分とする。
- (4) 補助対象者及びその同居人が、補助対象経費となる家賃等について他の制度による補助金や住宅手当を受けている場合は、当該金額を除いた金額とする。
- (5) 賃貸住宅の家賃等の月額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、上限を30,000円とする。

(補助対象期間)

第4 補助対象期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象期間は、入居日または漁業研修開始日のいずれかの遅い日か

ら退去日または漁業研修終了日のいずれかの早い日までの期間とする。

(2) 補助対象期間の初日とその月の初日でない場合及び補助対象期間の末日とその月の末日でない場合は、当該月を補助金交付の対象としないものとする。

(3) 補助金交付の対象月数は、通算で36月以内とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。